

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	工事材料の検査		
根 拠 法 令 名	大津市ガス供給条例 (昭和 52 年条例第 34 号)	(条項)	第 9 条第 1 項及び第 2 項
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	企業局 技術部 お客様設備課 装置グループ		
標 準 処 理 期 間	2 0 日	法 定 処 理 期 間	一 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【                  ・掲載図書等【 ガス技術テキスト・供内管編(設計)(施工) 】                  ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>工事材料の検査に係る審査基準は、大津市企業局監修のガス技術テキスト・供内管編（設計）（施工）に定めるとおりとする。                  なお、ガス技術テキスト・供内管編（設計）（施工）は、担当課において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>【根拠法令】                  大津市ガス供給条例                  (使用者による工事材料の提供)</p> <p>第 9 条 本市は、使用者の申込みにより使用者が工事費を負担することとなる供給施設の工事を行う場合において、使用者が工事材料(次項に規定する工事材料を除く。)を提供するときは、検査を行い、それをを用いることができる。この場合において、本市は、その材料を工事費の算定の基礎となる単価で見積り、その金額を材料費から控除して工事費を算定する。</p> <p>2 本市は、使用者の申込みにより使用者が工事費を負担することとなる供給施設の工事を行う場合において、本市が別に定めた規格・工法に基づき、本市が指定する工場内で本市が指定する製作品に組み込まれた工事材料を使用者が提供する場合は、検査を行い、それをを用いることができる。この場合において、本市は、その工事材料費を控除して工事費を算定する。</p> <p>3 略</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。